

防災マニュアル

有限会社タックス
放課後等ディサービスそよ風心咲
宮城県古川北稻葉1丁目9番14号
TEL: 0229-87-8224

はじめに

地震、水害、火災その他の災害に対処するため、ここに防災マニュアルを定める。

当マニュアルは、当事業所の職員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

第1に、人命の保護を最優先する。

第2に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第3に、余力がある場合には近隣事業所への協力に当たる。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全職員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

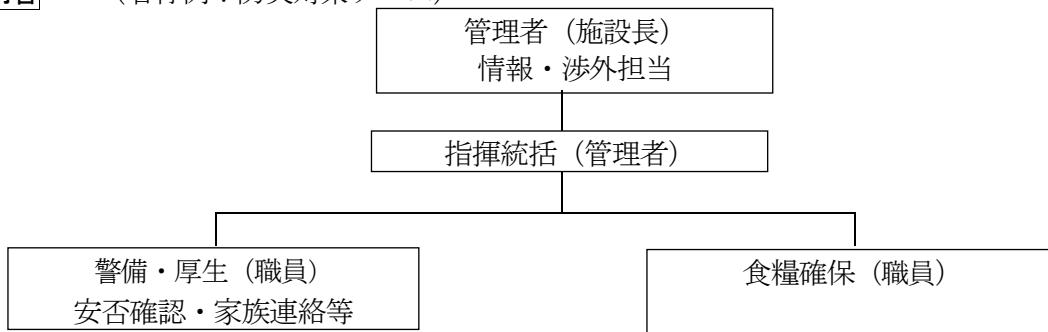
第 1 章 災 害 時 に お け る 組 織 体 制

1 設置時期 震度5強以上の地震、その他の大災害発生時
(管理者の指示によるか、管理者不在時には職制最上位の者が判断)

2 設置場所 そよ風心咲 (大崎市古川北稻葉1丁目9番14号)

必要機材	電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、プリンター、平面図、組織図、職員名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など
------	--

3 組織内容 (名称例：防災対策チーム)

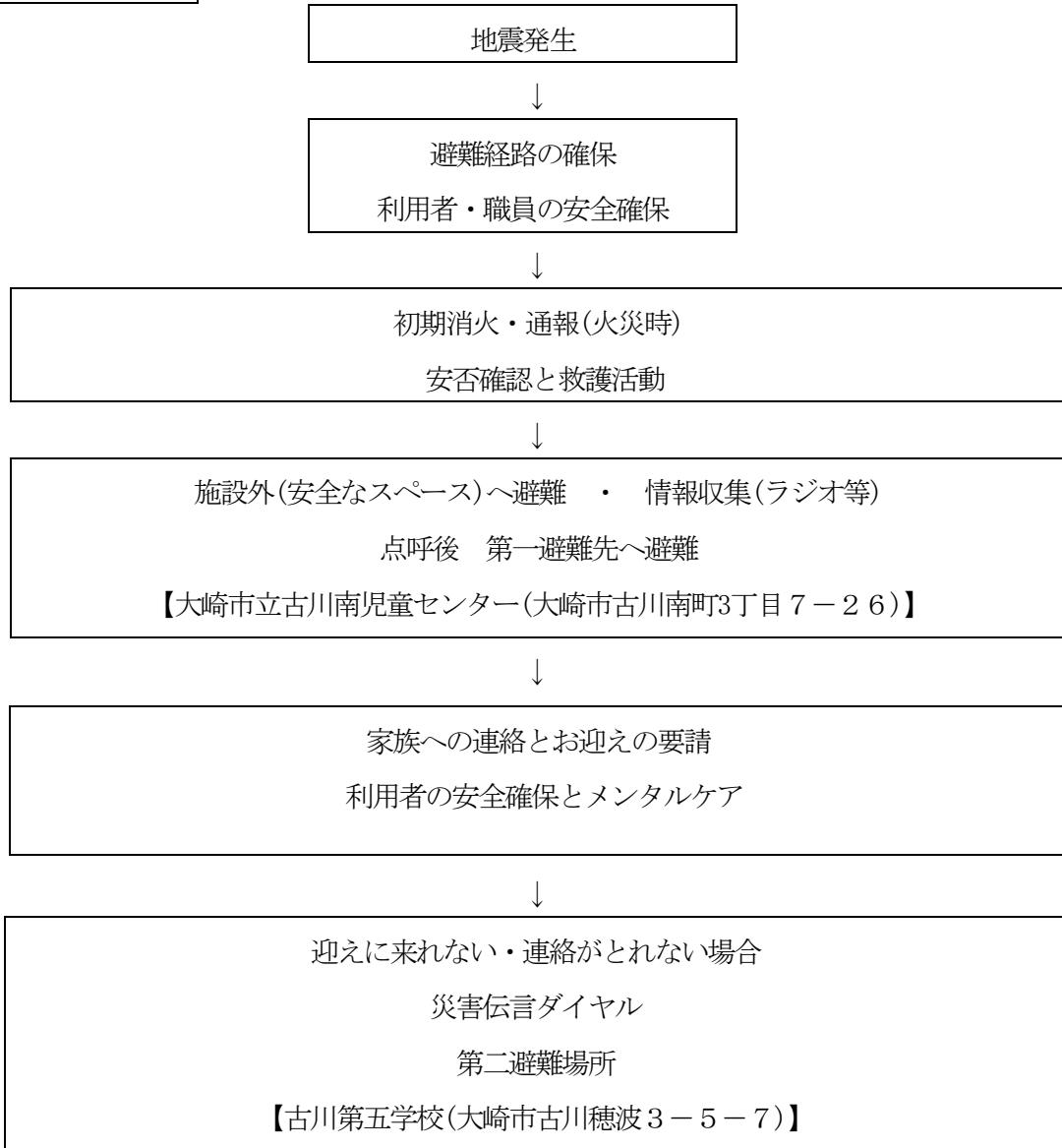


4 任 務

- (1) 災害地、事業所内、周辺の被災情報の収集、記録、報告、発表 (責任者：管理者)
- (2) 防災対策上重要事項の決定、指示、命令、報告 (責任者：防火管理者)
- (3) ご利用者様の人員ならびに保安措置状況の把握 (責任者：管理者)
- (4) 職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示 (責任者：管理者)
- (5) 被災状況情報の収集と確認、救出・救助の応援指示 (責任者：管理者)
- (6) 他事業所、関係事業所との情報交換、支援要請
及び事業所内の人員ならびに保安措置状況の把握 (責任者：管理者)

第2章 地震発生時の対応

1 地震発生時の対応



<消火活動>

- 火元付近にいる職員は、「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止しましょう。
- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、ご利用者様の避難が必要かどうか判断しましょう。

<職員の参集>

- 職員は自身と家族の安全が確保された後、自発的に参集しましょう。
- 震度5以上の時は職員全員集合するようになりますが、ライフラインが通常で連絡を取り合い異常がみられない場合その限りではありません。また、予測出来ない事態が発生するかもしれないでの状況に応じて集まるようになります。

<安否確認と救護活動>

- 直ちにご利用者様・職員の安否を確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

<情報の収集と連絡>

- 施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。
- テレビ・ラジオ・インターネットなどで地震の震源地や規模、余震・津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。
- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入しましょう。
- 災害の正確な情報を伝えて、ご利用者様の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。
- 施設が被災した場合には、消防や市町の防災担当課又は福祉担当課に応援を要請するとともに、必要な指示を受けましょう。また、被災状況は、県の施設担当課にも速やかに連絡をするようにしましょう。

<避難>

- 避難先や避難経路の安全を確認しましょう。
- 避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。
- 余震についても十分注意しましょう。

<家族への報告>

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族にご利用者様と施設の状況を伝えましょう。

<健康ケアとメンタル対策>

- ご利用者様の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しいご利用者様に対しては、市町と相談して医師やカウンセラーの受診等を検討しましょう。

<他の施設等への受入れ要請>

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協定施設や市町の福祉担当課、県の施設担当課とも協議し、ご利用者様を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、施設ご利用者様一覧表などにより、ご利用者様の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

2 地震発生時の対応（送迎中の場合）

- 送迎中に揺れを感じた場合は、急ブレーキや急ハンドルを避け落ち着いて道路の左側に停車しましょう。
- ラジオ等で地震情報を収集し、周辺の状況に応じて行動しましょう。

第 3 章 情 報 の 収 集 と 提 供

1 収集方法等

項目	収集方法
職員の安否確認	<ul style="list-style-type: none">・緊急連絡網により電話確認
建物の被害状況の把握・記録	<ul style="list-style-type: none">・職場の職員より収集・建築業者に建物の被害調査を依頼する 【ユアフォーム(株) TEL22-290-9621 FAX022-290-9622】・建物内に他の会社の事業所などがあれば協力して情報を収集
設備、物品等の被害の把握	<ul style="list-style-type: none">・職員より収集・建築業者に建物の被害調査を依頼する・建物内に他の会社の事業所などがあれば協力して情報を収集
ライフラインの被害状況	<ul style="list-style-type: none">・職場の災害時における組織体制の任務等の分担により情報を収集する
関係事業所との連絡	<ul style="list-style-type: none">・関係事業所一覧表による
その他関係先との連絡	<ul style="list-style-type: none">・関係防災情報一覧表による

2 注意事項

- (1) 建物内の職員、外出中の職員の安否確認を行う。
- (2) けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
- (3) 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出すなどして（誰にもわかる方法により）、情報の一元管理を図る。
- (4) 災害対策用職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- (5) 勤務時間外に発生した場合には、収集者で災害対策チームを立ちあげる。

3 関係事業所一覧表

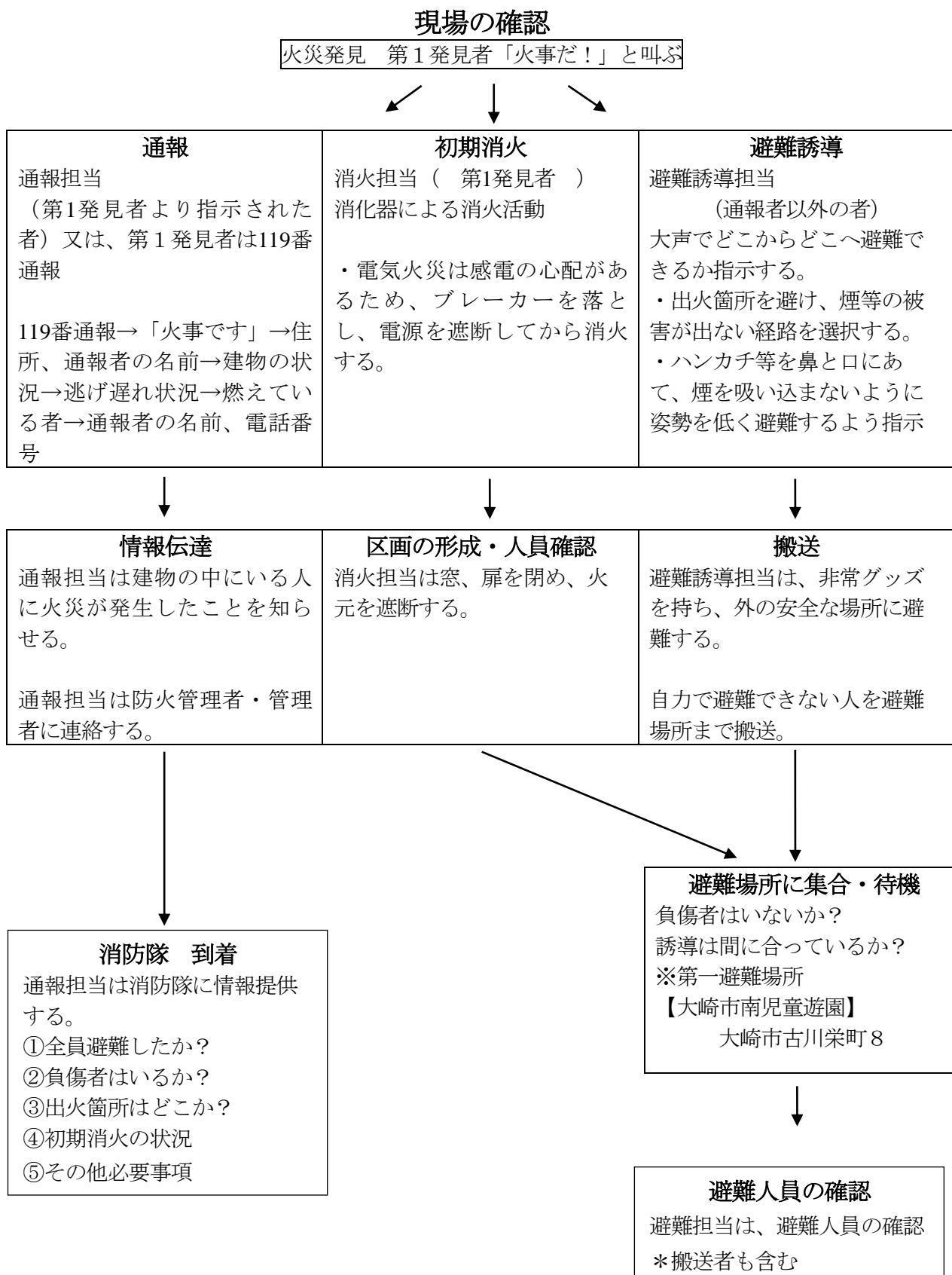
事業所名	所在地	電話番号	FAX
ディサービス美花月	美里町北浦字姥ヶ沢74-1	0229-31-1511	0229-31-1517
グループホーム花水月	美里町叔廻前22-3	0229-33-1201	0229-33-1207
そよ風 涌谷	涌谷町本町68	0229-25-5813	0229-25-3732
そよ風 こだま	美里町字桜木町185-2	0229-25-7865	0229-25-7866

4 関係防災情報一覧表

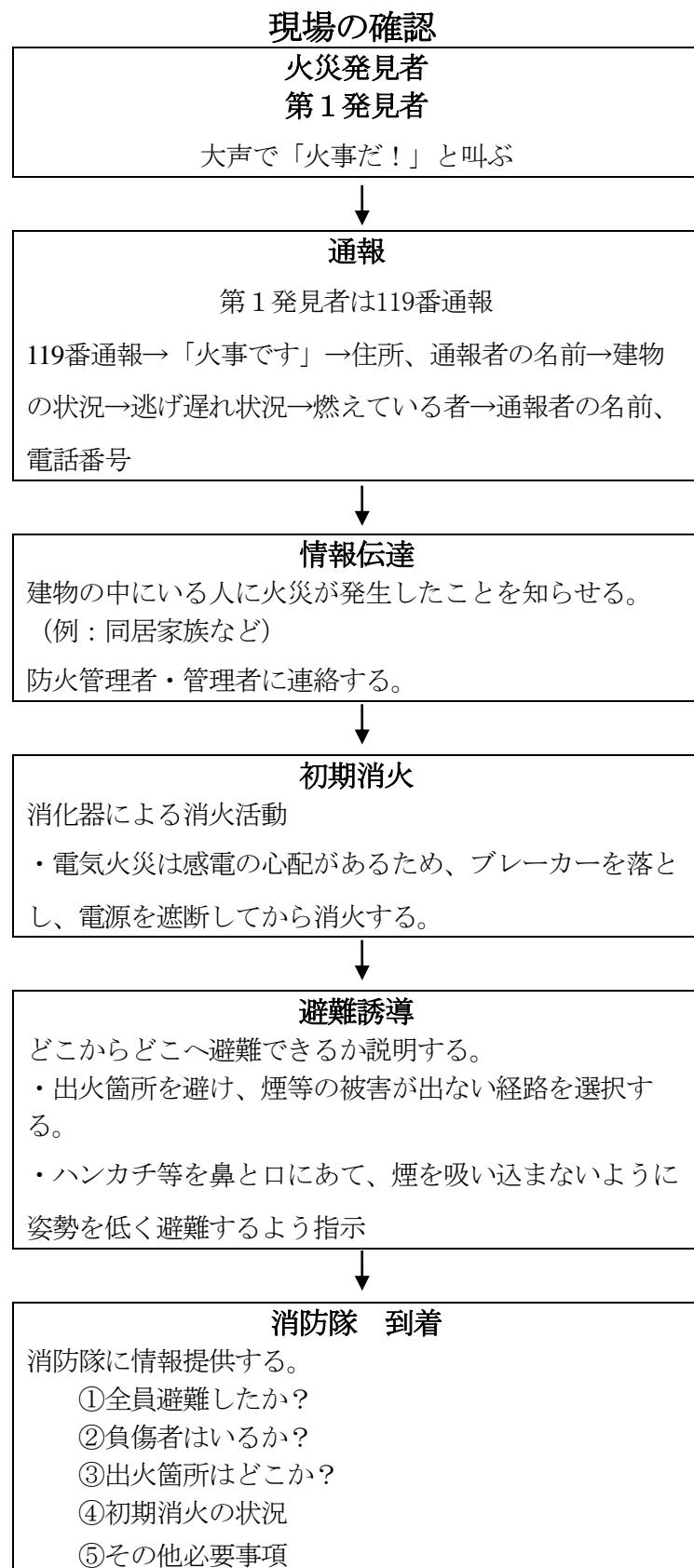
テレビやラジオなどでも最新の情報を入手しましょう。

情報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	古川消防署	0229-22-2351
	警察	古川警察署	0229-22-2311
	市	大崎市役所（代表） 大崎市役所 防災安全課 大崎市役所 高齢障がい福祉課	0229-23-2111 0229-23-5144 0229-23-2167
ライフライン	電気	東北電力（停電・緊急時）	0120-175-366
	ガス	トーホクガス株式会社	0229-23-1100
	水道	大崎市市役所 上下水道課	0229-24-1113
	電話	NTT東日本	116
気象情報	気象	仙台管区気象台〔天気相談〕（気象予警報177）	022-297-8100
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] http://www.bosai.joho.go.jp			

第4章 火災発生時の対応 ー 1 ー



第5章 火災発生時の対応 - 2 -



第 6 章 災 害 予 防 対 策



内容は、ご利用者様・職員の人数、目的等により判断し
それぞれの事業所で必要なものを決定してください。

非常用備品内容 決定会議日： 年 月 日

1 事務所の建物その他諸設備の耐震強化

- (1) 建物の全般的定期点検と補強及び補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施する。
- (2) 看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
- (3) ロッカー等什器の転倒防止を実施する。
- (4) ストーブ、火気使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施する。
- (5) コンピューター、複写機、FAX等情報機器類の安全対策を実施する。

2 重要書類の保管と非常用ナップザックの管理

- (1) 重要書類は、耐火金庫に保管する。
- (2) 非常用持ち出し書類は、最小限とし、火災又は爆発の危険性のあるときに限る。
- (3) 非常用ナップザックに下記のものを収容し、責任者は内容物の数量および有効期限を確認して常に使用可能な状態にしておく。
- (4) 非常用ナップザックは、下駄箱・プレハブに各1セットは保管する。

(非常用ナップザック収容物)

No.	品 名	数 量	No.	品 名	数 量
1	救急医療セット	1セット	11	軍手	1
2	携帯ラジオ	1	12	ゴミ袋	1セット
3	懐中電灯	1	13	ウォーター パック	1セット
4	予備電池(ラジオ、電灯用)	1セット	14	マスク	1
5	ライター	1	15	笛	1
6	タオル	1	16		
7	ポケットティッシュ	3	17		
8	紙コップ	3	18		
9	利用者名簿	1	19		
10	職員名簿	1	20		

3 非常用備品の保管整備



年に2回はチェックを行いましょう！

チェック確認日：

年

月

日

	No.	品 名	数 量	保管場所	保管責任者
食 料	1	飲料水 (数量例は、10名分) (1人、1日3リットル目安3日程度)	90リットル		
	2	食料品 (カンパン、クラッカー、ラーメン、缶詰等)	一式		
生 活 用 品	3	炊き出し道具 (カセットコンロ、カセットボンベ、鍋等)	一式		
	4	食器セット (皿、紙コップ、箸等)	一式		
	5	ポリタンク	2 個		
	6	ティッシュ・ウェットティッシュ	2 個		
	7	軍手	5		
	8	マスク	5箱		
機 材	10	防水シート	2 枚		
	11	救急箱	1セット		
	12	懐中電灯 (予備の電池含む)	2個		
そ の 他		雨具			
		使い捨てカイロ			

第7章 マニュアルの活用にあたって

1 地域社会との連携

①地域住民(自主防災組織等)・ボランティア団体との交流推進及び避難協力体制の構築

日頃から地域住民との交流を図り「開かれた施設づくり」を推進するとともに、災害時の避難協力体制を構築し、災害発生時に地域住民の協力を得て、多数のご利用者様の避難等を迅速に行えるようにしましょう。

また、遠方にしか親族がいない方もあります。いざという時に近隣の方にも協力してもらえるように、以下の注意をしておく必要があります。



- ①近隣の交友関係などの把握
- ②民生委員の方などとの関係
- ③自治会の方などとの関係

② 第二次避難所（福祉避難所）としての指定

大規模災害が発生した場合、在宅で被災し一般の避難所生活が困難な方の発生や、被災地域の社会福祉施設が大きな被害を受け、ご利用者様の介護等ができなくなる場合が想定されます。

この様な場合に臨時に被災者を受け入れる福祉避難所として、市町村の指定に対応できるよう検討を行うようにしてください。

2 社会福祉施設間等の広域的ネットワーク化

① 他の社会福祉施設との広域的ネットワーク化

施設の倒壊等により、施設ご利用者様が他施設へ移動する必要がある場合等に、他施設等から職員の応援を求めることができるよう、他の福祉施設や事業者等との間で災害時のための応援協定等のネットワークを形成するようにしてください。ネットワークの形成は、はじめに地域内の連携を進め、第2段階として各地域間の連携、そして最終的に府域外との連携を進めてください。

② 民間企業、各種団体等との応援協定の締結

各施設が単独あるいは圏域単位で民間企業、ホテル・旅館等と大規模災害発生時の応援体制の確立などについても可能な限り検討してください。

3 マニュアルを使った施設での啓発活動

①マニュアルの掲示

日頃から防災への意識を高め、マニュアルを最大限に活用できるようにしてください。ページを拡大コピー等し、玄関や事務所の掲示版に掲示してください。

4 マニュアルを使った避難訓練の実施

①施設での避難訓練の実施

年に2回は避難訓練を実施してください。

②地域の避難訓練活動への参加

地域内の避難訓練に参加し、地域の交流を深め、ネットワークを形成してください。



訓練実施日：

年	月	日
年	月	日
年	月	日

災害時の対応(水害)

	避難・防災気象情報など	住民がとるべき行動
警戒レベル5	災害の発生情報	命を守るための最善の行動
警戒レベル4	避難指示 (市区町村)	屋内待避など直ちに命を守る行動
	避難勧告 (市区町村) 土砂災害警戒情報 (都道府県・気象庁)	速やかに立ち退き避難
警戒レベル3	避難準備・高齢者等 避難開始 (市区町村) 洪水・大雨警報 (気象庁)	高齢者など立退き避難 その他は避難準備
警戒レベル2	洪水・大雨注意 (気象庁)	避難に備え、避難行動を確認
警戒レベル1	警報級の可能性 (気象庁)	災害への心構えを高める

気象庁・自治体の災害情報、5段階の警戒レベル

警戒レベル1…早めの帰宅を検討。安全面に留意し送迎。地域によってはお迎えの要請。

警戒レベル2…早めの帰宅。受け入れや送迎について統括部長、社長と協議し決定。

警戒レベル3…休業。